

中津市病院・診療所事業告示

制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び中津市契約規則（昭和40年9月1日中津市規則第10号）第22条の規定に基づき次のとおり告示する。

平成29年8月25日

契約担当者 中津市病院・診療所事業管理者 横田 昌樹

1. 一般競争入札に付する事項

1 工 事 名	中病建第4号 中津市民病院新病棟・リハビリ棟増築 工事
2 工 事 場 所	中津市大字下池永 地内
3 工 期	平成31年1月10日限
4 工 事 概 要	<ul style="list-style-type: none"><li>●建築工事 一式<ul style="list-style-type: none"><li>・新病棟 RC造2階建（一部鉄骨造）、耐震構造 建築面積 A=1,189.19 m<sup>2</sup>、延床面積 A=2,110.61 m<sup>2</sup></li><li>・リハビリ棟 RC造2階建（一部鉄骨造）、耐震構造 建築面積 A=537.69 m<sup>2</sup>、延床面積 A=1,162.66 m<sup>2</sup></li><li>・病棟本館増築 延床面積 A=89.75 m<sup>2</sup>（新病棟側） A=27.57 m<sup>2</sup>（リハビリ棟側）</li><li>・上記の電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事</li></ul></li><li>●外構工事 一式<ul style="list-style-type: none"><li>・新病棟、リハビリ棟周辺外構工事</li></ul></li><li>●解体工事 一式<ul style="list-style-type: none"><li>・既存保育所W造平屋建 建築面積 A=227.59 m<sup>2</sup>、延床面積 A=201.09 m<sup>2</sup></li><li>・既存倉庫基礎</li></ul></li><li>●既存改修工事 一式<ul style="list-style-type: none"><li>・既存免震棟接続</li></ul></li></ul>
5 予 定 価 格	1,800,385,920円（税抜1,667,024,000円）
6 低入札価格調査基準価格 及び 失格基準価格	事前公表しない

## 2. 応募形態

単体又は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

## 3. 入札参加資格に関する事項

本案件の入札に参加することができる資格を有する者は次に掲げる条件をすべて満たす者（単体又は共同企業体）であること。

### 一. 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

要件①（単体又は共同企業体の代表構成員）

(1)	業種及び格付	業種 建築一式工事	大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示（昭和39年大分県告示第481号）により資格認定（格付）を受けている者のうち、中津市に当該業種の競争入札参加資格審査申請書を提出し登録されている者であること。
		格付 A等級	
(2)	許可区分	特定建設業の許可を有すること。	公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項及び第2項に規定する許可を受けている者であること。
(3)	総合評定値（P点）	総合評定値（P） 1,300点以上	公告日において有効な直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されているものに限る。）における「建築一式」の種目のものであること。
(4)	施工実績	<p>平成19年度以降に元請（JVの場合は代表構成員である者とし、出資比率40%以上）として、建築一式工事で以下に掲げる事項を全て満たす1件の病院（公立・私立の区分は不問とし、許可病床数100床以上で精神科専門病院を除く複数の診療科を含む病院とする。）の工事を施工し、入札参加資格確認申請書の提出日までに完成し引渡を完了した実績を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の病院を運営しながらの増築工事 （※増築とは、既存棟に接続した工事で、既存インフラ（医療ガス、都市ガス、電気・通信、給排水）との接続や切り回しを一部含む工事）</li> <li>・増築部分の延床面積2,100㎡以上</li> <li>・主要構造は鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造2階建以上</li> </ul> <p>なお、添付書類等で明確に施工実績が確認できない場合は、当該施工実績要件を満たしている旨の発注者の証明書を添付すること。</p>	
(5)	配置予定技術者	<p>（4）施工実績に主任技術者又は監理技術者として携わった者で、次に掲げる要件を満たす技術者を専任で配置できること。</p> <p>① 建築工事業に係る建設業法第7条第2項又は同法第15条第2項の資格を有し、建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>② 入札参加者と入札参加資格確認申請書の提出日以前3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。</p>	

要件②（単体又は共同企業体のその他構成員）

(1)	業種及び格付	業種 電気工事	大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示（昭和 39 年大分県告示第 481 号）により資格認定（格付）を受けている者のうち、中津市に当該業種の競争入札参加資格審査申請書を提出し登録されている者であること。
		格付 A 等級	
(2)	許可区分	特定建設業の許可を有すること。	公告日において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項及び第 2 項に規定する許可を受けている者であること。
(3)	総合評定値（P 点）	総合評定値（P） 1,300 点以上	公告日において有効な直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第 27 条の 27 の規定によるもので、同法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値が記載されているものに限る。）における「電気」の種目のものであること。
(4)	施工実績	<p>平成 19 年度以降に元請（JV の場合は代表構成員である者）又は建築一式工事の一次下請業者（異業種 JV（建築・電気・機械設備等）を除く）として、電気工事以下に掲げる事項を全て満たす 1 件の建築物の工事を施工し、入札参加資格確認申請書の提出日までに完成し引渡を完了した実績を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存建物を運営しながらの増築工事 （※増築とは、既存棟に接続した工事）</li> <li>・増築部分の延床面積 2,100㎡以上</li> <li>・主要構造は鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造</li> </ul> <p>なお、添付書類等で明確に施工実績が確認できない場合は、当該施工実績要件を満たしている旨の発注者（元請業者でなく施主）の証明書を添付すること。また、一次下請業者としての施工実績の場合は、下記書類を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織表（施工体制台帳の写し可）</li> <li>・元請と発注者間の契約書及び仕様書の写し</li> <li>・注文請書又は契約書の写し</li> <li>・下請をした工事の工事内訳明細書（工事内容のわかるもの）</li> </ul>	
(5)	配置予定技術者	<p>（4）施工実績に主任技術者又は監理技術者として携わった者で、次に掲げる要件を満たす技術者を専任で配置できること。要件①の技術者との重複は認めない。</p> <p>① 電気工事業に係る建設業法第 7 条第 2 項又は同法第 15 条第 2 項の資格を有し、電気工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>② 入札参加者と入札参加資格確認申請書の提出日以前 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。</p>	

要件③（単体又は共同企業体のその他構成員）

(1)	業種及び格付	業種 管工事	大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示（昭和 39 年大分県告示第 481 号）により資格認定（格付）を受けている者のうち、中津市に当該業種の競争入札参加資格審査申請書を提出し登録されている者であること。
		格付 A 等級	
(2)	許可区分	特定建設業の許可を有すること。	公告日において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項及び第 2 項に規定する許可を受けている者であること。
(3)	総合評定値（P 点）	総合評定値（P） 1,300 点以上	公告日において有効な直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第 27 条の 27 の規定によるもので、同法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値が記載されているものに限る。）における「管」の種目のものであること。
(4)	施工実績	<p>平成 19 年度以降に元請（JV の場合は代表構成員である者）又は建築一式工事の一次下請業者（異業種 JV（建築・電気・機械設備等）を除く）として、管工事で以下に掲げる事項を全て満たす 1 件の建築物の工事を施工し、入札参加資格確認申請書の提出日までに完成し引渡を完了した実績を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存建物を運営しながらの増築工事 （※増築とは、既存棟に接続した工事）</li> <li>・増築部分の延床面積 2,100㎡以上</li> <li>・主要構造は鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造</li> </ul> <p>なお、添付書類等で明確に施工実績が確認できない場合は、当該施工実績要件を満たしている旨の発注者（元請業者でなく施主）の証明書を添付すること。また、一次下請業者としての施工実績の場合は、下記書類を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織表（施工体制台帳の写し可）</li> <li>・元請と発注者間の契約書及び仕様書の写し</li> <li>・注文請書又は契約書の写し</li> <li>・下請をした工事の工事内訳明細書（工事内容のわかるもの）</li> </ul>	
(5)	配置予定技術者	<p>（4）施工実績に主任技術者又は監理技術者として携わった者で、次に掲げる要件を満たす技術者を専任で配置できること。要件①、②の技術者との重複は認めない。</p> <p>① 管工事業に係る建設業法第 7 条第 2 項又は同法第 15 条第 2 項の資格を有し、管工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>② 入札参加者と入札参加資格確認申請書の提出日以前 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。</p>	

## 二. 共同企業体の資格要件に関する事項

(1)	構成員の数	単体 又は 3者
(2)	構成員の組合せ	要件①～③全てを満たす単体又は要件①を満たす代表構成員1者と要件②を満たすその他構成員1者と要件③を満たすその他構成員1者の3者の組合せとする。なお、共同企業体の構成員は他の共同企業体の構成員又は単体として、本案件の入札に参加することができないものとする。
(3)	結成方法	自主結成とし、共同施工方式（甲型）とすること。
(4)	出資比率	各構成員の出資比率は20%以上とすること。なお、代表構成員の出資比率は、当該共同企業体の構成員のうち最大であること。
(5)	存続及び解散の時期	① 本案件の請負契約の相手方となった共同企業体 成立してから、本案件の完成後3ヶ月間以上存続するものであること。 ② 本案件の請負契約の相手方とならなかった共同企業体 成立してから、本案件の請負契約が締結された日まで存続するものであること。

## 三. 入札参加資格事項等の共通事項

(1)	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2)	公告日から開札日までの間のいずれの日においても中津市契約規則施行細則（昭和62年中津市告示第39号）及び大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加資格者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和60年大分県告示第267号）の規定に基づく指名停止期間中の者でないこと。
(3)	開札日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
(4)	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
(5)	暴力団関係者（暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）でないこと。
(6)	本案件の入札に参加しようとする者で、次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者しか参加できない。 ① 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係については、親会社が子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合 ② 親会社を同じくする子会社同士の関係については、親会社が子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合 ③ 人的関係については、一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
(7)	当市が発注した他の工事において低入札価格基準価格未満の金額で応札し、調査の結果により落札者となった者で、その工事の完成検査に合格していない者でないこと。

#### 4. 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加を希望する者は、別に配布する入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「申請書等」という。）を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は入札に参加することができない。  
申請書等は中津市役所ホームページよりダウンロードできます。
- (2) 申請書等の提出期限等
  - ・期 間 平成29年8月28日（月）から平成29年9月15日（金）まで  
（土曜、日曜及び祝祭日を除く）
  - ・時 間 午前8時30分から午後5時15分まで
  - ・場 所 大分県中津市豊田町14番地3  
中津市役所 契約検査課 契約係
  - ・提出部数 1部
- (3) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日現在の事実をもって行うものとし、その結果は、平成29年9月29日（金）までに通知する。
- (4) その他
  - ① 申請書等の作成にかかる費用は、申請者の負担とする。
  - ② 提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外に当市において無断で使用することはできないものとする。
  - ③ 提出された申請書等は、返却しないものとする。
  - ④ 提出期限後において申請書等の追加、差替え及び再提出は認めない。

#### 5. 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。  
説明を求める場合は、平成29年10月6日（金）までに中津市役所契約検査課契約係まで書面にて提出すること。（書式は任意とする。）
- (2) 契約担当者は説明を求められたときは、平成29年10月12日（木）までに説明を求めた者に対し書面で回答する。

#### 6. 契約条項及び設計図書閲覧等の日時

- (1) 本案件の契約条項は、中津市公共工事請負契約約款（平成8年中津市告示第31号）によるものとする。
- (2) 本案件に係る設計書、図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧及び配付を次のとおり行う。
  - ① 設計図書等の閲覧
    - ・期 間 平成29年8月28日（月）から平成29年10月12日（木）まで  
（土曜、日曜及び祝祭日を除く）
    - ・時 間 午前8時30分から午後5時15分まで
    - ・場 所 中津市役所 3階 設計図書閲覧室
  - ② 設計図書等の配付
    - ・期 間 平成29年8月28日（月）から平成29年9月15日（金）まで  
（土曜、日曜及び祝祭日を除く）
    - ・時 間 午前8時30分から午後5時15分まで
    - ・場 所 中津市役所 3階 契約検査課
    - ・配付方法 設計図書等が記録されたCD-ROMを、配付を希望する者が持参した未使用のCD-Rと交換するものとする。

※入札参加を希望する者は、必ず設計図書等の配付を受けることとし、配付を受けていない者の入札参加資格は、認めないものとする。

(3) 設計図書等に質疑がある場合には、次のとおり書面で持参又は郵送により行うこと。

- ・期 間 平成29年9月19日(月)から平成29年10月5日(木)まで  
(持参する場合は土曜、日曜及び祝祭日を除く。なお、郵送の場合は平成29年10月5日(木)までに必着とする。)
- ・時 間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ・場 所 中津市役所 3階 契約検査課

(4) (3)に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

- ・期 間 質問書受付日の翌日から起算して3日目(土曜、日曜及び祝祭日を除く。)から平成29年10月12日(木)まで
- ・時 間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ・場 所 中津市役所 3階 契約検査課

#### 7. 現場説明会

現場説明会は行わない。

#### 8. 入札書受付期間及び入札(開札)日時

- ・入札書受付期間 平成29年10月10日(火) 午前9時00分 から  
平成29年10月12日(木) 午後5時15分 まで
- ・開札日時 平成29年10月13日(金) 午後1時30分 (電子入札)

#### 9. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 納付(中津市契約規則第6条の規定による。)

#### 10. 入札方法等

- (1) 入札は、原則として電子入札により行うこととする。
- (2) 電子入札に使用するICカードは、代表者(JVの場合は代表構成員の代表者)又はその受任者の名義のICカードとする。
- (3) 入札執行回数は1回までとする。
- (4) 郵便及び電報による入札は認めない。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 11. 入札に関する注意事項

- (1) 紙入札で参加する場合は、紙入札(見積)参加届出書を契約検査課に提出するものとし、提出期限は入札書受付期間までとする。
- (2) 紙入札での参加を認めた者については、その後の電子入札への移行は認めないものとする。
- (3) 紙入札での参加を認めた者の入札書は、発注者が指定した日時及び場所に提出するものとする。

## 1 2. 入札金額内訳書

### 一. 入札金額内訳書の提出

- (1) 入札参加者は、入札書の提出時に併せて、入札書に記載されている入札金額に合致した入札金額内訳書（以下「内訳書」という。）を提出すること。
- (2) 内訳書は、電子入札システムを利用して電子ファイルにより入札書と同時に提出するものとする。ただし、契約担当者が紙での入札参加を認めた場合は、紙で提出できるものとするが、この場合であっても内訳書の提出期限は入札書の受付期限（開札日の前日）までとする。

### 二. 入札金額内訳書の作成等

- (1) 内訳書の様式については、配付する設計図書等のCD-ROMに記録されているものを使用すること。
- (2) 内訳書の記載内容については、設計図書に示す「見積参考資料」に記載された各項目及び各項目に対応する入札金額の根拠とした金額とする。

### 三. 審査及び無効入札として取扱う基準

- (1) 審査は、開札時に入札参加者が提出した内訳書により行い、落札候補者のした入札が無効となった時は、次順位の者を落札候補者とし審査を行うものとする。
- (2) 審査により無効入札として取扱う基準は以下のとおりとする。
  - ① 全入札参加者の審査事項
    - ア 内訳書が未提出の場合
  - ② 落札候補者の審査事項
    - ア 内訳書に入札参加者の商号又は名称、代表者名及び代表者印（電子入札の場合は代表者印不要）がない場合
    - イ 工事名が未記入の場合、または記載されている工事名では本案件に係る内訳書であることが特定できない場合
    - ウ 入札書に記載された入札金額と内訳書の工事価格計（消費税及び地方消費税を除く。）が一致しない場合

## 1 3. 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - ①入札者として資格のない者のした入札。
  - ②競争入札に際し、不当に価格をせり上げ又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札。
  - ③同一の入札について二以上の入札をした者のした入札。
  - ④同一の入札について二以上の入札者の代理人となった者のした入札。
  - ⑤入札金額の訂正に訂正印のない入札。
  - ⑥入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札。
  - ⑦前各号に定めるものを除くほか、契約担当者において特に指定した事項に違反した入札。
  - ⑧虚偽の申請を行った者のした入札及び、公告等において示した入札に関する条件に違反した者の入札。
  - ⑨内訳書の審査基準に該当する入札。

## 1 4. 落札決定及び契約締結について

### (1) 低入札価格調査対象案件

- ① 本案件は低入札価格調査制度の対象案件であり、中津市低入札価格調査実施要領（平成 17 年中津市告示第 136 号）に基づき、低入札価格調査基準価格（以下「基準価格」という。）及び基準価格を下回る額で入札が行われた場合において低入札価格調査を実施することなしに失格とする基準となる額（以下「失格基準」という。）を定めて入札を行う。

- ② 基準価格を下回る入札が行われた場合には、落札者の決定を保留して、その入札価格について調査を実施する。
  - ③ 入札価格が失格基準を下回る場合は当該入札を失格とする。
  - ④ 低入札価格調査の対象者となった者は、「入札価格の根拠資料」を下記の期限までに持参にて提出すること。
    - ・期 間 開札終了後から平成29年10月18日（水）午後5時15分まで  
（土曜、日曜及び祝祭日を除く）
    - ・場 所 中津市役所 3階 契約検査課
  - ⑤ 調査の結果によっては、最低価格入札者以外の者を落札者とする場合がある。
  - ⑥ 基準価格を下回った者と契約を締結する場合の履行保証の割合は、請負代金額の10分の3以上とする。
  - ⑦ 基準価格を下回り受注者となった者は、本工事が完成検査に合格するまでは当市が発注する他の工事の競争入札には参加できない。ただし、中津市内に本店又は支店、営業所等を有する者については、この限りでない。
- (2) 落札者は、契約担当者が別途指定する契約書を落札決定日から（落札決定日を1日目とし）7日以内（7日目が閉庁日の場合は次の開庁日まで）に中津市役所契約検査課契約係まで提出すること。
  - (3) 本案件は、地域医療介護総合確保基金（医療分）対象工事であり、当該基金の交付決定がなされない場合には、入札を延期又は中止することがある。

#### 15. 支払条件

前 払 金	有
中間前払金	有
部 分 払	有

#### 16. その他

- (1) 入札参加者が1者の場合は、入札を延期又は中止する場合がある。
  - (2) 落札者は、申請書等に記載した配置予定の技術者を本案件の現場に専任で配置すること。
  - (3) 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、落札決定の取消し、契約締結の保留又は解除等の措置をとるとともに、指名停止の措置を行うことがある。
  - (4) 入札参加資格確認通知後、入札参加資格者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、本案件の入札参加資格を取消し、契約を締結しないこととする。
    - ① 中津市契約規則施行細則（昭和62年中津市告示第39号）の規定に基づく指名停止措置を受けたとき。
    - ② 本入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。
  - (5) 必要な保険（土木工事保険・建設工事保険等）については、必ず加入すること。また、契約時にはその証書の写しを工事(業務等)担当課に提出すること。
- (6) 本件入札に関する問合せ先
    - 〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3
    - 中津市役所 契約検査課 契約係
    - 電話 0979-22-1111 内線 701・702